

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（柏崎刈羽6，7号機（413）」

2. 日時：平成28年9月1日 13時30分～16時00分

3. 場所：原子力規制庁 13階 B会議室

4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

江崎安全審査官、岡本安全審査官、岸野安全審査官、櫻井安全審査官、中原安全審査官、照井安全審査官、村上安全審査官、安田安全審査官、郡安技術参与、安達係員、大塚係員、糸賀原子力規制専門員

事業者：

東京電力ホールディングス株式会社：原子力設備管理部 土木耐震グループマネージャー 他14名

電源開発株式会社：原子力土木室 担当

東北電力株式会社：土木建築部 土木建築業務 課長

日本原子力発電株式会社：開発計画室 土木グループ副長

中部電力株式会社：原子力本部 原子力土建部 設計管理G 主任

北陸電力株式会社：土木部 耐震土木技術チーム副課長

中国電力株式会社：電源事業本部 マネージャー（耐震土木）他1名

5. 要旨

(1) 東京電力ホールディングス株式会社から、柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉の設置許可基準規則等への適合性のうち「3条 設計基準対象施設の地盤」における、液状化について説明があった。原子力規制庁から以下の点について指摘を行った。

- 埋戻土層に対して基準地震動 $S_s$ に対する液状化試験の妥当性確認を行わない理由を説明すること。
- 液状化による下位クラス施設の波及的影響について、検討の方針を説明すること。
- 液状化試験位置の代表性について、埋戻土層に対しては物性としてN値のみで評価を行うことの妥当性を説明すること。
- 液状化試験位置の代表性について、洪積砂質土層Ⅰ、Ⅱを区分せずまとめて評価している理由を説明すること。
- 埋戻土層（Ⅱ）の工認物性値の根拠を確認し、必要であれば追加調査の実施等を検討すること。
- 追加の液状化試験結果の設計への反映方針について説明すること。

- 耐津波設計方針において、荒浜側の取放水路等の開口部の一部については、基準地震動に対する基礎地盤の支持性能が確認できない等の理由により、蓋や壁等の浸水防止設備を設置しない方針としているが、「5条(津波による損傷の防止)」の規制要求で求めている「敷地内に津波を到達又は流入させないこと」及び「流入経路に対して浸水対策を施すこと」に対する適合性について、説明すること。

(2) 東京電力ホールディングス株式会社より、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・柏崎刈羽原子力発電所6号及び7号炉における液状化影響の検討方針について